

研究雑話 (19)

フランスの障害者教育・福祉事情 (三) : CDESとCOTOREP

藤井力夫

前回は、ある地方都市、ロアーズ県ボーベを例

に、どのように諸施設が整備されているか、地域での生活保障のための具体的施設の体系、ライフ・ステージとしての教育や労働の在り方、及びその保障にあたってのCDES (特殊教育委員会)、COTOREP (進路指導職業斡旋技術委員会) の存在と役割、これらについてお話ししました。では、両委員会はどのように構成、運営されているのか、構成メンバー、審査内容及び意義申し立ての方法、これらについてそれぞれ一覽表にしました。しつかり見て下さい。法的根拠はすべて一九七五年障害者基本法にあります。日本ではまったく曖昧にされているところで、ここで次の諸点を特記しておきたいと思えます。

第一。最初から意義申し立ての手順を明記していること。「委員会の決定は理由を付してしなければならぬ」。委員会の決定にたいしては、社会保障の専門争訴裁判所に訴えを提起することができる(第六条及び第一四条)。

第二。だれが責任を担っていくのか、構成メンバーに行政機関のみならず、当事者の立場や意向が反映されるべく親の会の代表や労働援護工場の代表が加えられ、この原理は具段階だけでなく学区ごとに活かされるとしていること。

CDES・「構成員中には、とくに、障害児の親の会、家族の団体の申し出に基づき任命される

適格者を含めるものとする」(第六条)。

COTOREP・「この委員会には国立雇用事務所が責務の範囲内で協力する」。「構成員中には、とくに再教育センター、労働援護工場の管理組織、障害をもつ成人労働者の代表的な団体及び労働組合の申し出に基づき任命される適格者を含めるものとする」(第一四条)

第三。両委員会の長は県知事により任命されるが、場合によっては裁判官が委員長になると明記していること。「この委員会の長は、毎年、県知事が当該委員会の委員の内から指名するか、または県知事の要請に基づき、当該委員会の所在地を管轄区域に含む地方裁判所の長がその裁判所の裁判官の内から指名するものとする」(第六条、第一四条)。

第四。二つ以上の施設、場を用意することを基本とし、親及び法定代理人が受け入れ体制をもつて選んできた施設については所在地に

関係なく認定対象になると明記していること。「二つ以上の学校施設もしくは事業体、ないし例外的措置として一つの学校施設・事業体を、児童、青少年のそれぞれの必要に応じた特殊教育の場として受け

入れ体制があるものとして認定する」(第六条、第一四条も同主旨)。

以上、いずれにしても受け入れ、実現できるための諸条件が整備されていなければならぬわけだ、なぜ、フランスではこうしたことが可能なのか。学校教育ではなんとかなるとしても、卒業後の就労の場となるととても困難。どこで働くのいいか委員会でもいから検討しても、その場がなければなんにもならない。次回は、このあたりの事情をどのように解決しようとしているのか、障害者の法定雇用率(六%)の実現のとりくみをめぐって紹介したい。

(北海道教育大学助教授)

COTOREP
進路指導職業斡旋技術委員会
Commission technique d'orientation
et de reclassement professionnel

A. 構成メンバー	人数
・ 県議会議員	1
・ 県労働・雇用局 (労働医、国立雇用事務所関係者を含む)	4
・ 県保健・社会局の関係者 (医師を含む)	3
・ 社会保障機関の顧問	1
・ 社会保障機関 (疾病保険、家族手当)	4
・ 労働再教育センター、保護労働施設の代表者	2
・ 障害労働者の組織及び家族会の代表者	2
・ 使用者組合組織の代表者	1

B. 審査内容	件数
・ 障害労働者の資格認定	2524
・ 障害者の職業指導、再配置を保障するための適切な措置 (事業主に対する各種助成) の決定	531
・ 障害者の再教育、再配置及び受け入れに協力する施設、事業所、及び保護工場、労働援護工場への入所認定	235
・ 障害者に対する各種給付 (成人障害者手当補償手当、住宅手当) の支給認定	174

C. 意義申し立て	件数
1. 障害の率、成年障害者手当、補償手当等	122
・ 第1回: 地方技術委員会 (2カ月以内)	99
・ 上訴: 全国技術委員会 (1カ月以内)	23
2. 障害労働者の認定、労働施設等	1733
・ 第1回: 県障害者委員会 (1カ月以内)	122
・ 上訴: コンセユ・デタ (2カ月以内)	1611
3. 設備の補助金、試験雇用期間等	26
・ 第1回: 行政裁判所 (2カ月以内)	26
・ 上訴: コンセユ・デタ (2カ月以内)	0

CDES
特殊教育委員会 (ロアーズ県)
Commission Départementale
de l'Education Spéciale
de l'OISE 1984.1-12

A. 構成メンバー	人数
・ 県保健・社会局の関係者 (医師を含む)	3
・ 教育委員会 (教育長、特殊教育課)	3
・ 社会保障機関 (疾病保険、家族保険)	3
・ 私立障害児施設 (養護学校) の代表者	1
・ 親の会の代表者	2

B. 審査内容	件数
1. 特殊教育手当の給付	531
・ 基準額手当	235
・ 第1カテゴリ手当	174
・ 第2カテゴリ手当	122
(特殊教育手当の異議申し立て)	99
2. 障害の率及び手帳の交付	99
(障害手帳の異議申し立て)	40
3. 就学指導	1733
・ 再就学指導	1733
・ 就学延長	0
4. 交通手	26

C. 意義申し立て	件数
・ 第1回目: 地方技術委員会 (2カ月以内)	99
・ 上訴: 全国技術委員会 (1カ月以内)	23
・ さらに最高裁	0